

4 沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱

(設置)

第1条 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例(平成19年沖縄県条例第39号)第10条の規定に基づき、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に実施するため、消費者、生産者、流通業者等の広範な分野の意見を聴取することを目的として、「沖縄県食品の安全安心懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(意見等聴取事項)

第2条 懇話会の構成員となる者から次に掲げる事項に関する意見等を聴取する。

- (1) 食品の生産から消費に至る過程の安全安心確保対策に関すること
- (2) 食品の安全安心確保に係る消費者、生産者、食品営業者等相互の理解と協力に関すること
- (3) その他食品等の安全安心確保対策を進めるうえで必要となる事項に関すること

(構成員)

第3条 懇話会の構成員は、次に掲げる食品の安全安心の確保に係る団体のうちから、10人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。

- (1) 消費者
- (2) 生産者
- (3) 流通業者
- (4) 食品営業者
- (5) 学識経験者

2 任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 懇話会の開催は、保健医療介護部長が召集する。

2 保健医療介護部長は、懇話会を開催するときは、次に掲げる事項を予め構成員に通知するものとする。

- (1) 懇話会の日時及び場所
- (2) 県が意見等を求める事項
- (3) 県が意見等を求める事項に参考となる事項

(議事進行)

第5条 懇話会の座長は、保健医療介護部長が構成員の中から指名し、座長が議事進行を行う。

(関係者の出席)

第6条 保健医療介護部長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の運営にあたり必要となる庶務は、保健医療介護部薬務生活衛生課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、保健医療介護部長

が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 18 日から施行する。
- 2 沖縄県食の安全・安心懇話会運営要綱(平成 16 年 8 月 30 日福祉保健部長決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

5 食品の安全安心に関する問い合わせ先（令和7年4月1日現在）

区 分	担 当 業 務	担当部署	連 絡 先
推進計画とりまとめ	沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例、沖縄県食品の安全安心推進計画に関すること	薬務生活衛生課	098-866-2055
農業・動物用医薬品等	農業の適正使用、エコファーマー等に関すること	営農支援課	098-866-2280
	動物用医薬品の安全性、使用状況等に関すること	畜産課	098-866-2269
	水産用医薬品の安全性、使用状況等に関すること	水産課	098-866-2300
農林水産研究等	農林水産試験研究成果の活用に関すること	農林水産総務課	098-866-2254
	食品のトレーサビリティの推進に関すること	流通・加工推進課	098-866-2255
消費者行政	景品表示法及び特定商取引法等に関すること	生活安全安心課	098-866-2187
	商品やサービスに関する苦情相談、苦情商品の簡易検査等に関すること	消費生活センター	098-863-9214
優良県産品推奨	優良県産品推奨事業における飲食料品の審査等に関すること	グローバルマーケット戦略課	098-866-2337
学校給食	小中学校における学校給食の指導に関すること	保健体育課	098-866-2726
食肉衛生	畜産農家に対する BSE 対策、伝染病対策に関すること	畜産課	098-866-2269
	と畜検査に関すること	薬務生活衛生課	098-866-2055
食品衛生・自主回収	食品営業施設等の許可・指導、食中毒、異物の混入等の食品衛生に関すること、食品の自主回収に関すること	最寄りの保健所* 薬務生活衛生課	098-866-2055 (薬務生活衛生課)
食品添加物	食品添加物の安全性や使用基準に関すること	最寄りの保健所* 薬務生活衛生課	098-866-2055 (薬務生活衛生課)
食品表示	食品表示法に基づく食品表示基準（衛生事項）に関すること	最寄りの保健所* 薬務生活衛生課	098-866-2055 (薬務生活衛生課)
	食品表示法に基づく食品表示基準（品質事項）に関すること	流通・加工推進課	098-866-2255
	食品表示法に基づく食品表示基準（保健事項）に関すること 健康増進法（誇大表示の禁止）に関すること	最寄りの保健所* 健康長寿課	098-866-2209 (健康長寿課)
	医薬品医療機器等法（旧：薬事法）に基づく病気の治療又は予防、身体機能の増強・増進等の医薬品的な効能効果を目的として広告・販売される食品の指導取締りに関すること	最寄りの保健所* 薬務生活衛生課	098-866-2055 (薬務生活衛生課)
	景品表示法（不当な表示の禁止等）に関すること	生活安全安心課	098-866-2187

【※最寄りの保健所】

保健所（所在地）	管轄地域	食品衛生法・医薬品医療機器等法	健康増進法
沖縄県北部保健所 (名護市中大 2-13-1)	国頭村、大宜味村、東村、名護市、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	生活環境班 0980-52-2636	健康推進班 0980-52-5219
沖縄県中部保健所 (沖縄市美原 1-6-28)	恩納村、宜野座村、金武町、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、中城村、北中城村、沖縄市	生活衛生班 098-938-9787	健康推進班 098-938-9701
沖縄県南部保健所 (南風原町宮平 212)	浦添市、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、糸満市、西原町、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町	生活衛生班 098-889-6799	健康推進班 098-889-6591
沖縄県宮古保健所 (宮古島市平良東仲宗根 476)	宮古島市、多良間村	生活環境班 0980-72-3501	健康推進班 0980-73-5074
沖縄県八重山保健所 (石垣市真栄里 438)	石垣市、竹富町、与那国町	生活環境班 0980-82-3243	健康推進班 0980-82-4891
那覇市保健所 (那覇市与儀 1-3-21)	那覇市	生活衛生課 098-853-7963	健康増進課 098-853-7961

第 5 期 沖縄県食品の安全安心推進計画

(令和 7 年度～令和 11 年度)

沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

電話：098-866-2055 FAX：098-866-2723

ホームページ

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/kencho/1000011/1017827/1017833.html>



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

沖縄県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

